

欧州視察報告＜ 9 ＞

視 察 項 目	福祉施策
視 察 日 時	2016年11月11日（金） 午前8時50分～9時50分
視 察 先 名	エルドラド知的障害者対象センター
説 明 者	教員・音楽療法士 レーナ・ヨーネルス氏
担 当	松井 孝至

【はじめに】

スウェーデンにおける障害者福祉政策の目的は、全ての人の参加と平等であり、その目標は、国連総会において1993年に批准された「障害を持つ人々の機会均等に関する基本ルール」に準じている。また、障害を持つ人々は他の人と同様、コミュニティにおける生活に同等に参加する機会を保障されるべきであると考えられている。

この視察では、エルドラド知的障害者対象センターの概要、事業、運営状況の調査やスタッフとの意見交換を行うことにより、スウェーデンにおける障害者福祉政策の本質を理解するとともに、川崎市における障害者福祉施策に対する課題等について考察を行うために、視察を実施した。

【エルドラド知的障害者対象センターの概要】

エルドラド知的障害者対象センターは、法律で定められた施設ではないが、地区委員会が重度知的障害者のためになるということでヨーテボリ市によって設置された施設である。

このセンターには、6名の職員がおり、重度知的障害者やその保護者・スタッフのために、各種アクティビティーや情報を提供して



エルドラド知的障害者対象センターの正面玄関

いる。また、保護者・スタッフ向けの講習やアドバイスなども行われている。この施設は市営の施設であり、この施設を利用するために、ヨーテボリ市全体の入所施設や作業所、学校から利用者が集まる。さらに、作業所も併設されている。

【主な調査内容】

今回の視察では、スウェーデンにおける障害者福祉政策について理解を深めるために、最初に教員・音楽療法士のレーナ・ヨーネルス氏より、施設の活動内容についてのレクチャーを受け、その後に施設内の設備等の視察見学を行うとともに、質疑等を行った。さらに、川崎市の現状を踏まえ、川崎市で取り入れることが可能な施策について調査を行った。



視察団にレクチャーするレーナ・ヨーネルス氏



レクチャーを受ける視察団

【エルドラド知的障害者対象センターの活動について】

スウェーデンでは、障害者であっても一般の学校に通っている。しかしながら、必ずしも学校において障害者に対応できる知識があるとは限らない。また、障害者が居住しているグループホームや作業所などでも同様である。

この施設における活動の基礎となるところは、利用者それぞれが持っている才能やリソースを活かすことであり、その一人ひとりの能力を活用することで、個々人の成長を促すことである。

さらに、コミュニケーションの反映が大事な技能の一つであり、「利用者に対して反応する、反応してあげる。利用者の言うことを受け止める。」ことで、利用者自らの可能性を広げていくことができる。このよう

な受け止め方、即ち手話での会話や写真を撮るなどの、職員とのふれあいのなかで動機付けされていくことが大事であると考えている。

このような考え方のもとで、この施設は、重度知的障害者とその家族やスタッフのために、利用者の出会いの場を提供するとともに、経験・知識を習得できるように刺激を与えることで、障害者がいきいきとした活動ができるようにすることを目標にしている。

【エルドラド知的障害者対象センターの設備について】

エルドラド知的障害者対象センターには、アクティビティーやリラクゼーションの両方を経験するための設備があり、五感を使ってコミュニケーションがとれるような環境を提供している。



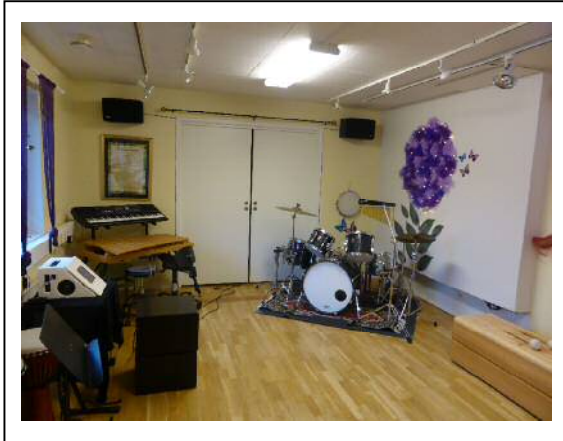
施設内にあるカフェ

ドリンクや自家製パン、パンケーキ、サンドイッチなどが有料で提供されている。

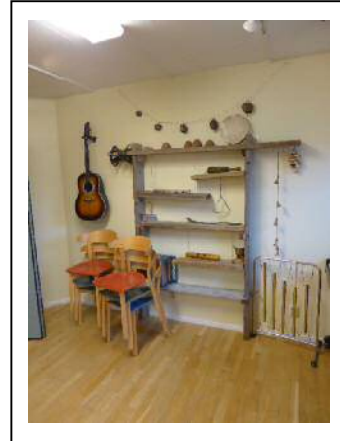


ミュージックルーム①

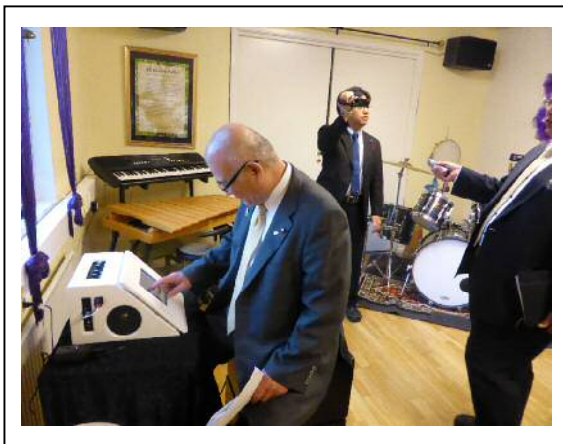
音楽室では、音声や楽器を使って音楽療法を行っている。特に自閉症の人には、音楽療法が有効である。



ミュージックルーム②



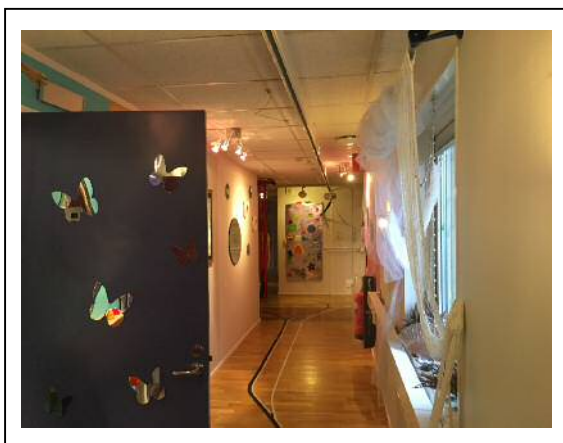
ミュージックルーム③



ミュージックルームの設備を体験する視察団①

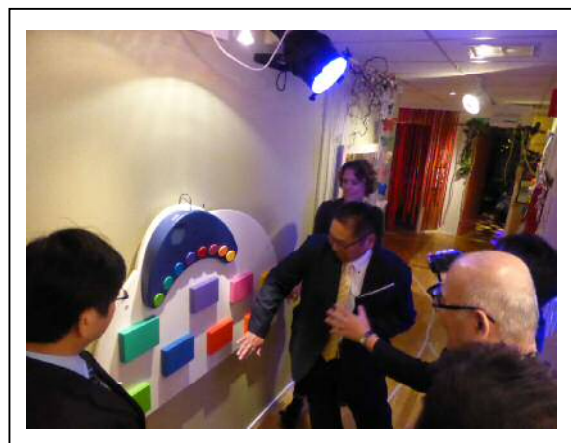


ミュージックルームの設備を体験する視察団②



床に貼られたマグネットの誘導線

利用者のウェルフェアチェアが誘導線に沿って移動することができる。



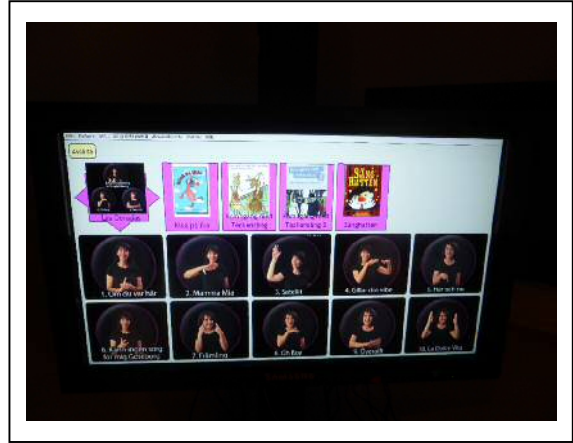
廊下に設置されている設備

移動するときに触って、肌で感じ、見聞きすることにより刺激を与える。



オーバーヘッドリフト

車いすの利用者がこの設備を使って自分の足で歩くことができる。



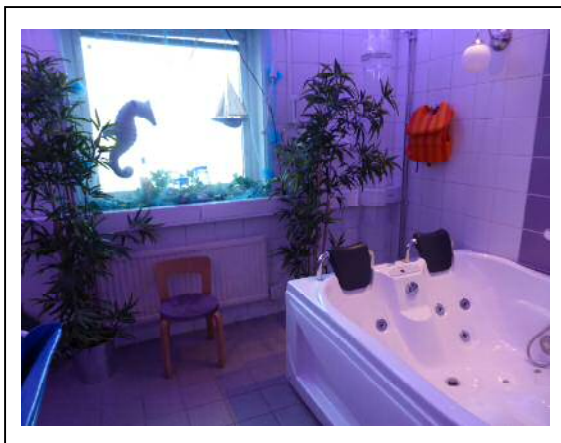
ジュークボックス

指先で触り、音楽を感じることを中心に、障害者のケアを行っている。



ホープ&プレイを体験する視察団

ホープ&プレイは、スピンジャンプ、バイブレーション、または音楽の開始および停止を選択することができ、運動能力、協調、および身体イメージを開発することができる。



ウォータールーム

全ての感覚を同時に刺激することができる。また、泡で遊んだり、お風呂に入ることができる。



エアールーム

アグレッシブで個性のある障害者の方が、ここに来てリラックスすることなどにも使われる。



ファイヤールーム

オーディオとビジュアル効果を使った活動するための部屋。



アースルーム

リラックスを促し、コミュニケーションを刺激する。

【質疑・応答】

Q 1 : 障害者であるかどうか、どの段階で判断するのか伺いたい。

A 1 : 新生児ではあまりないが、1歳から2歳くらいで調査があり、判断することができる。たとえば、ダウン症などの染色体の異常であれば、かなり早い段階で判断することができる。
この施設の利用者の中で一番小さい子どもは、1歳半である。

Q 2 : サービスの内容は誰が決めるのか、また費用負担はどうなっているのか伺いたい。

A 2 : 6人の職員のチームがまず一人ひとりの計画を立て、その後で利用者とその保護者と一緒にミーティングをして、サービス内容を決めていく。

この施設は、ヨーテボリ市に申請すれば誰でも利用することができ、利用費は無料である。

Q 3 : 保護者の関わり方について伺いたい。

A 3 : 保護者や親族は、非常に大切な役割を担っている。実際に利用者への理解や症状への深い知識を持っているのは、保護

者や親族である。彼らは、この施設でアドバイスを受けるとともに、サービスの実施に携わることで、その経験を実生活の場で活用していただいている。

重度の知的障害者のケアに家族や親族が関わるには、2つの方法がある。1つは、市と一緒にアシスタントを障害者のために雇うか、もう一つは、親族がアシスタントとなって障害者のケアをする方法がある。親族がアシスタントをするときは、きちんと仕事としての雇用となり、ボランティアではない。

Q 4 : 音楽活動から得られる効果、また音楽以外の効果について伺いたい。

A 4 : 音楽療法は国際的に研究が進められている。利用者の中には言語の能力がない方もいるので、彼らにとっては音楽自体がコミュニケーションの手段になる。初期の知的障害者の人たちは、意識が覚醒していることが少ないため、音楽でその動機を高めることができる。

音楽活動の効果は、運動能力を高めたり、社会的な人との接触の機会を創出したり、感情の成長を助け、感情のコントロールができるようになる。また、初期の知的障害者の人たちは、自閉症の方が多く、外に向けていくエネルギーが多く、その調節についても学ぶことができる。

Q 5 : 利用のルール、利用頻度について伺いたい。

A 5 : このセンターは預けるところではない。

利用方法については、2つある。1つは職員がチームとして判断して、プランを立て利用に来てもらう。この場合は、1週間に1回、1時間利用することになる。もう1つは、週に2回オープンハウスといって誰にでも開放する日があり、その日は朝から閉所まで利用することができる。また、オー

ブンハウスの時は、職員側でアクティビティを準備することもある。例えば、感情をテーマにして何かをやったりとか、夜に文化的なイベントを催したりする。

Q 6 : 利用計画は、一人あたり週1回、多くても2回と言うことか伺いたい。

A 6 : 利用計画は、1週間に1回1時間である。週2回のオープンハウスについては、誰でも利用できる。

Q 7 : 日本では毎日通う、また通級することがあるが、この施設ではどうか伺いたい。

A 7 : 利用者については、毎日来る人はいない。毎日違った人しか来ない。

正規に雇用している人は、毎日来る人もいる。現在、正規雇用者は7人、9時から15時くらいまで働いている。

Q 8 : 備品などの購入については、市からの補助があるのか伺いたい。

A 8 : 備品などの購入は、寄付や基金を設けて対応しており、市からの補助金では購入はしていない。

【総括】

先にも述べたように、スウェーデンにおける障害者福祉政策の目的は、全ての人の参加と平等であり、その目標は、国連総会において1993年に批准された「障害を持つ人々の機会均等に関する基本ルール」に準じている。また、障害を持つ人々は他の人と同様、コミュニティにおける生活に同等に参加する機会を保障されるべきであると考えられている。この目的・目標を単なる「理想」にとどめず、実現すべき目的・目標として具体的に組み込まれている。

今回視察で訪れたエルドラド知的障害者対象センターは、毎日通う通

所施設ではなく、障害者ができる限り自力で生活できるサポート体制を、一人ひとりの障害に応じて、構築する施設である。このため、利用者に対して一番深い知識を持っている保護者が重要な役割を担うことになるが、障害児を持つことで生ずる保護者の時間的・経済的・精神的負担は、障害児を持たない保護者と同等レベルまで軽減することを目指している。必要なヘルパーは原則無料で派遣される。なお、家族が支援を行う際には、派遣ヘルパーと同様の賃金が支払われる。

一方、川崎市はこれまで、昭和56年（1981年）の国際障害者年のテーマであった「完全参加と平等」の理念の実現に向けて、市民と共に取組んでいくことを基本として障害者施策を進めていくために、「かわさきノーマライゼーションプラン」を策定し、現在は第4次かわさきノーマライゼーションプランを実践している。

第4次かわさきノーマライゼーションプランでは、『障害のある人もない人も、お互いを尊重しながら共に支え合う、自立と共生の地域社会の実現』を基本理念に、①ライフステージに応じた総合的な支援体制の構築、②多様な主体の参画による地域で支え合う社会の実現、③誰もが安心・安全で生活しやすいまちづくりの推進を基本的な視点として、様々な施策が取り組まれている。また、全世代に渡って安心して暮らしていくことができる地域社会をつくっていくために、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいる。

スウェーデンでは、障害者の保護者に対する時間的・経済的・精神的負担軽減するための施策が実施されている。しかしながら、川崎市で行われている、これらの施策で障害者の保護者に対する時間的・経済的・精神的負担の軽減が図られるかどうかは、疑問に感じる。このことから、全世代に渡って安心して暮らしていくことができる地域社会をつくっていくためにも、保護者の負担を軽減するための施策を構築することが急がれる。

日本とスウェーデンでは、社会保障制度が違うため、スウェーデンで実施されているこの施策をそのまま実施することは難しいと感じるが、障害者の保護者の高齢化が進む日本・川崎市において、時間的・経済的・

精神的負担を軽減する施策の早期導入の必要性を実感する視察であった。